◎新潟県訓令第６号

本　　庁
地　域　機　関

新潟県物品会計規則（昭和39年新潟県規則第13号）第49条の規定に基づき設備しなければならない帳簿及び報告書その他の書類の様式を定める訓令（昭和39年３月新潟県訓令第８号）の一部を次のように改正し、平成26年４月１日から実施する。

平成26年３月28日

新潟県知事　　泉　田　　裕　彦

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削る。

改　　正　　後	改　　正　　前
第12号様式（第13条関係） （略） 生産等物品調書 （兼出納通知書） （略） 注　１・２　（略）	**第12号様式**（第13条関係） （略） 生産等物品調書 （兼出納通知書） （略） 注　１・２　（略） ３　各課で取得後直ちに規則第23条の規定による管理換えを行う場合においては、この調書の写しを作成し、「物品管理換通知書」に代えて使用することができる。この場合、その旨を表示するとともに備考欄に物品管理職員名を記名すること。
第17号様式の１（第22条関係） （略） 物品管理換通知書 （兼出納通知書） （略） 注　１・２　（略） ３　備品類及び動物類については、摘要欄に購入、寄付等県が当該物品を取得した事由を記載すること。	**第17号様式の１**（第22条関係） （略） 物品管理換通知書 （兼出納通知書） （略） 注　１・２　（略） ３　自動車、建設機械並びにこれら以外の物品で価格が200万円以上の備品類及び動物類については、摘要欄に購入、寄付等県が当該物品を取得した事由を記載すること。